

多古町地球温暖化対策実行計画策定支援業務公募型プロポーザル

質問書に対する回答

質問書受付期間：令和7年5月2日（金）～令和7年5月9日（金）正午

受付質問件数：7件

No.	質問事項	回答
1	【実施要領 7.企画提案書の受付・提出】 ・企画提案書の枚数に制限はありますか。	企画提案書の枚数に制限は設けていません。
2	【仕様書 3.業務の内容 (5)本町の事務事業における温室効果ガス排出量の把握及び排出状況の分析、(12)本町の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標の設定】 ・本業務は、業務目的や成果品は「区域施策編」の策定になっていますが、仕様書(5)及び(12)の内容は「事務事業編」になります。本業務において、「事務事業編」の改定案作成も行うということでしょうか。	本町で策定している「事務事業編」の計画期間が令和7年度で終了することから、本事業の「地域施策編」の策定に併せて見直しを行い、整合性を図る予定です。
3	【仕様書 3.業務の内容 (7)アンケート調査及びヒアリング調査の実施及び分析】 ・アンケートを郵送法で行うとした場合、調査票や封筒の印刷代、郵便代は本委託費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	【仕様書 3.業務の内容 (7)アンケートの調査及びヒアリング調査の実施及び分析】 ・調査対象者は2,000人程度とありますが、事業者はこの中に含まれるでしょうか。また、事業者のアンケート調査対象の想定は何社程度でしょうか。	調査対象者の2,000人の中に事業者を含めております。内訳については、今後の協議により決定します。

5	<p>【仕様書 3.業務の内容 (7)アンケートの調査及びヒアリング調査の実施及び分析】</p> <p>・ヒアリング調査は、何社程度を想定していますでしょうか。</p>	<p>今後の協議により決定します。</p>
6	<p>【実施要領 9.評価及び結果通知 (3)評価基準】</p> <p>評価項目の「価格」について、着眼点が「見積金額は、適当であるか。」とあり、注 2 として「価格については、提出書類から客観的に行った採点を審査委員共通の採点とする」とあります。本プロポーザルでは「見積もり金額が安ければ安い方」が点数が高くなる可能性があるでしょうか。それとも入札ではないので安い金額が高い得点になることはなく、プロポーザルなので契約上限額内を前提として、提示されている金額を使って、どのようなことが出来るかという提案内容が適正であれば、高い評価が得られるという理解でよいでしょうか。</p>	<p>多古町プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき、見積価格の評価については、明確な算定方法を設定することと規定しており、評価点＝（最低見積価格÷見積価格）×10 点で採点します。</p>
7	<p>実施要領「8.ヒアリング」の項で「提案書の内容を評価するに当たり、ヒアリングは実施しない。」とありますが、プレゼンテーションは実施されることとなっています。プレゼンテーションでの質疑応答はヒアリングすることと同じと考えますが、ヒアリングを実施しないという記載はどういう意味でしょうか。</p>	<p>8.ヒアリングについては、プレゼンテーションの実施前に事務局でヒアリング調査は実施しません。</p>